

めがたし、

類社

大和國高市郡治田神社

武水別神社 大

武水別は多氣美豆和氣と訓べし○祭神明か也○川中嶋八幡村に在す

連胤 按るに、武水別は建水分の分を、但藤に和氣とよみて、別の字に轉したるにて、實は水分神ならんか、河内國石川郡建水分神社あり、また大水別の大を、同じ尊稱より武水別と唱へしか、近江國伊香郡高島郡等に大水別神社あり、考ふべし、

神位 官社

三代實錄、貞觀八年六月甲戌朔、授信濃國無位武水別神從二位、同九年三月廿六日丙寅、詔以信濃國從二位武水別神、列於官社、

水内郡九座 大一座小八座

水内は美乃知と訓べし、和名鈔、郡名水内、假字上の如し式廿二、兵部拾芥抄、國郡水内、

美和神社

美和は假字也○祭神大己貴命○三輪村に在す

類社

大和國城上郡大神大物主神社の下見合すべし

印本名神大
とあり然れ
ごも名神祭
式に載せず
故に今名神
の二字を削
る神祭所に
名神祭所不
レ載可レ神
と云リ

雜事

三代實錄、貞觀八年二月七日癸丑、神祇官奏言、信濃國水内郡三和、神部兩神、有忿怒之心、可致兵疫之災、敕、國司講師至誠齋潔奉幣、並轉贖金剛般若經千卷、般若心經萬卷、以謝神怒、兼服兵疫、

伊豆毛神社

伊豆毛は假字也○祭神出雲建日子命○神代村に在す○倭姫世紀云、出雲神子出雲建日子命、一名伊勢津彥命、伊勢國風土記万葉集注、釋引用云、伊勢津彥神退令住信濃國、頭注に、伊豆毛素戔嗚命也と云ふは龜漏也、

類社

丹波國桑田郡出雲神社の下見合すべし

妻科神社

妻科は都麻志奈と訓べし○祭神稻田姫、頭妻科村に在す、

神位

三代實錄、貞觀二年二月五日丙戌、信濃國正六位上妻科地神、授從五位下、同五年二月十四日丁未、信濃國從五位下妻科神、授從五位上、

小川神社

小川は袁加波と訓べし